岐

次

目

規

則

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規

則の一部を改正する規則

(地域福祉国保課)

_;

外

平

号

成二十一年 三 月三十一日

規

則

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第二十五号

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規

第百二十九号)の一部を次のように改正する。 岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則(平成十七年岐阜県規則

する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。 第二条中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関

り、同条第三号中「第四条第一項第四号イ」を「第四条第一項第三号イ」に改める。 する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額」を削 中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療費拠出金の」を **「後期高齢者支援金の」に改め、「から当該期間における政令第二条第一項第二号に規定** 第四条ただし書中「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に改め、同条第二号

保険者に」 同号口中「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に、「一峹弟和涿峨に」を「弟 **数」を「平均強保険者数」に、「第四条第三号」を「第四条第二号及び第三号」に改め、** に」を「被保険者に」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に、「平均一般被保険者 第五条第一号イ中「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に、「―霑娥疖涿峠 ĺĆ 「平均一般被保険者数」や「平均被保険者数」に、「第四条第三号」

発行

平成二十一年三月三十一日

0

0

岐 阜

県

公 報

号 外

毎週

(金曜日)

淞猯ー温船―『中口及び搬二風』に改め、同条第二号イ中「第七百三条の四第十八項の介 の一号を加える。 **売口」を「回氷船−温船Ⅱ売口」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次** 厄咖口 日「第五条第一項第二号ロ」や「第五条第一項第三号ロ」 以、「同条第一項第二 護納付金課税総額」を「第七百三条の四第二十二項の標準介護納付金課税総額」に改め、 「第四条第二号及び第三号」以、「第五条第一項第一号ロ、第二項及び第三項」 を 「第五

一 イ及び口に掲げる額の合算額

1 得た額に当該市町村の平均被保険者数を乗じて得た額 係る額に限る。) の合算額をすべての市町村の平均被保険者数の合算額で除して の標準後期高齢者支援金等課税総額を含む。以下同じ。) に係る額に限る。) 及び 被保険者の属する世帯に係る世帯別平等割総額(後期高齢者支援金等賦課総額に 者均等割総額(後期高齢者支援金等賦課総額(地方税法第七百三条の四第十三項 すべての市町村の当該年度の保険料の賦課期日における被保険者に係る被保険

4

П 被保険者数の合算数で除して得た額 高齢者支援金等賦課総額に係る額に限る。) の合算額をすべての市町村の平均 総額(後期高齢者支援金等賦課総額に係る額に限る。)及び資産割総額(後期 すべての市町村の当該年度の保険料の賦課期日における被保険者に係る所得割 次の式により算定した額に、当該市町村の平均被保険者数を乗じて得た額

均被保険者数で除して得た額 当該市町村の省令第五条第一項第二号ロ及び第三項の規定により算定した同条 第一項第二号口の被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等を当該市町村の平

岐

阜

同条第一項第二号口の被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合算額をす すべての市町村の省令第五条第一項第二号ロ及び第三項の規定により算定した **べての市町村の平均被保険者数の合算数で除して得た額**

号イ及び口に掲げる額の合算額」を「調整対象需要額」に、「当該一般被保険者」を において同じ。)」及び「(退職被保険者等に係る額を除く。)」を削り、 **「当該被保険者」に改め、同条第二号中「(退職被保険者等に係る額を除く。以下この号** 「老人保健医療給付対象者を除く」及び「(以下「若人被保険者」という。)」を削り、 「(被保険者に係るもののうち老人保健医療給付対象者に係るものを除く。以下同じ。)」、 第六条第一号中「採った一般被保険者」を「採った被保険者」に、「省令第六条第一 同条第三号中 同

> 除く。)」を削る。 号イ及び口並びに同条第四号中「若人被保険者」を 「(退職被保険者等に係るものを含み、老人保健医療給付対象者のみの世帯に係るものを 「被保険者」に改め、 同条第五号中

附則に次の三項を加える

(退職被保険者等所属市町村の療養給付費等負担金等の特例

3

- 保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」とする。 に要する費用の額から、調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被 **「後期高齢者支援金の納付に要した費用の額」とあるのは、「後期高齢者支援金の納付** 退職被保険者等所属市町村における第四条第二号の規定の適用については、同号中
- 険者に」と、「平均被保険者数」とあるのは「平均一般被保険者数」とする。 とあるのは「一般被保険者に」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、 同号イ中「平均被保険者数」とあるのは「平均一般被保険者数」と、「被保険者に」 者数」とあるのは「平均一般被保険者数」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保 「平均被保険者数」とあるのは「平均一般被保険者数」とし、同号口中「平均被保険 退職被保険者等所属市町村における第五条第一号イ及び口の規定の適用については
- 5 退職被保険者等所属市町村における第六条第一号、第二号及び第五号の規定の適用 るものを含む。)」とする。 る額を除く。)」とし、同条第五号中「全数」とあるのは「全数 (退職被保険者等に係 係る額を除く。)」と、「控除した額」とあるのは「控除した額 (退職被保険者等に係 び特別療養費の額(退職被保険者等に係る額を除く。以下この号において同じ。)の については、同条第一号中「採った被保険者」とあるのは「採った一般被保険者」と、 合算額が」と、「一部負担金の額」とあるのは「一部負担金の額 (退職被保険者等に いて同じ。) 並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及 の合算額が」とあるのは「減免額 (退職被保険者等に係る額を除く。以下この号にお に当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額 「当該被保険者」とあるのは「当該一般被保険者」とし、同条第二号中「減免額並び

関する条例施行規則の規定は、平成二十年度分の予算に係る県調整交付金から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に

平成二十一年三月三十一日発行 平成二十一年三月三十一日印刷

発 発 行 行

所者 岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐 岐

庁

印印 定価 一か年 刷刷 所者 四八、〇〇〇円 (送料共) (消費税二、二八六円を含む。 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 岐飯 文 芸